川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人選定委員会公開制度運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人選定委員会の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議公開）

第２条　会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例（平成 22 年条例第 16 号）第 10 条の規定に基づき、付属機関等の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること、並びに、会議録の公表等により行うものとする。

（付属機関等設置状況の公表）

第３条　生涯学習部文化・スポーツ課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した審議会等の設置状況（様式第１号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

（１） 審議会等の名称
（２） 事務局（文化・スポーツ課）
（３） 設置の根拠
（４） 設置年月日
（５） 所掌事務
（６） 委員数
（７） 委員の任期
（８） 委員の構成（選出基準）
（９） 諮問答申事項等
（１０）部会等の名称及び役割
（１１）委員名簿

２　前項第１１号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準等を記載するものとする。

（会議の開催日時等の公表）

第４条　会議の開催日時等は、事前に公表するものとする。

２　前項の公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第２号）を、会議開催日の概ね１週間前までに、市政情報コーナー及び川西市ホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

（１） 会議名（審議会等名）
（２） 開催日時及び開催場所
（３） 会議次第
（４） 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
（５） 傍聴定員（予定）
（６） 事務局（文化・スポーツ課）

３　事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

４　傍聴の可否については、委員長が事務局と事前に協議して決定する。

（会議の傍聴をすることができる者）
第５条　何人も、会議の傍聴をすることができる。
（会議の傍聴）
第６条　会議は、原則として傍聴を認めるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成４年川西市条例第８号）第７条第１項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。
３　傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。
４　傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね 30 分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。
５　「**川西市芸術･文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者候補法人選定委員会**の会議公開に係る傍聴要領」は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。
６　会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布するものとする。
７　その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。
（会議録の公表等）
第７条　事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第３号）を作成するものとする。
（１）　会議名（付属機関等名）
（２）　事務局（文化・スポーツ課）
（３）　開催日時及び開催場所
（４）　出席者（委員・その他・事務局）
（５）　傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由
（６）　傍聴人数
（７）　会議次第及び会議結果
（８）　審議経過（主な発言要旨等）
２　前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後１箇月以内に委員長の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。
３　前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及び川西市ホームページにおいて公表し、閲覧に供するものとする。
４　川西市情報公開条例第７条第１項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第１項第８号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。
５　事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

付　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。